

ジャストサイズ桜山短期入所事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘南の風が開設する短期入所事業所「ジャストサイズ桜山」(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく指定短期入所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事を定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業所が実施する事業所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護および援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 「ジャストサイズ桜山」

(2) 所在地 神奈川県逗子市桜山 7-12-4

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。

(2) 従事者 1名(日中活動時間における基準配置)

従事者は、利用者に対し、支援計画に基づき、必要な指定短期入所を行う。

(指定短期入所の事業類型)

第5条 事業所は「併設型事業所」として指定短期入所事業を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を知的障害者及び知的障害児とする。

(短期入所の定員)

第7条 事業所の短期入所の定員は、1人とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して、同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるときはこ

の限りではない。

(サービスの提供)

第8条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持っておこなうものとする。

- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
- 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又はその保護者（以下「支給決定障害者」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前に公の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食事代、光熱水費、日用品費その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。この場合の利用料金については短期入所事業重要事項説明書に定める。
- 4 事業所は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなくてはならない。
- 5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なくてはならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、指定短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が発生した場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などの対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した短期入所に関し、障害者自立支援法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問も若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に今日協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同報第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定短期入所に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のための研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する所記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなくてはならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人湘南の風と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改定する。
- 3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。

(施行期日)

- 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 11 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。